



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL03-5350-7435 FAX03-535-7436

《会計・税務の知識》ベンチャー企業の税制優遇措置

ベンチャー企業を法人税の税制面から支援する制度について考えてみます。多くのベンチャー企業は、資本金があまり大きくないことから、条件を満たせば中小企業に対する税制優遇措置を適用することができます。今回は、中小企業に対する税制優遇措置のうち①法人税率の軽減税率、②特定同族会社に対する留保金課税不適用、③交際費課税の3つについて解説します。

1. 法人税の軽減税率

普通法人の法人税の税率について、中小法人は大法人に比べて低く設定されています。法人税法上、大法人は資本金1億円超の法人であり、中小法人は資本金1億円以下の法人です。税率は、大法人は30%ですが、中小法人は年800万円以下の所得に関しては18%（平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度）と軽減されています。つまり、年800万円以下の所得に関して、中小法人は大法人と比較して12%の税率軽減がなされています。標準税率と比較すると、最大96万円の税額軽減です。

2. 特定同族会社に対する留保金課税不適用

資本金1億円以下の特定同族会社に該当する中小企業については、留保金課税は不適用となっています。

同族会社とは、上位3位以下の株主グループによって、株式等の保有割合が50%を超えている会社です。さらに、同族会社のうち1株主グループによる株式等の保有割合が50%を超えている会社を特定同族会社といいます。

留保金課税とは、特定同族会社が、配当金等の支払いを抑制し、留保控除金額を超えて内部留保した金額に対して、その超過金額に関して税額が加算される制度です。

特定同族会社の留保金額に対する税額は、原則として以下の金額により算定されます。

$$\text{税額} = \left[\text{所得等の金額} \times 1 - \text{社外流出額} - \text{当期法人税額} - \text{当期住民税額} - \text{留保控除額} \times 2 \right] \times \text{特別税率} \times 3$$

※1：所得等の金額

当期の課税所得に課税外収入を加算して算定します。課税外収入は各種の理由から益金不算入または損金算入した項目（別表4の減算項目）で、現金支出を伴っていないため法人内部に留保されている次のような項目です。

（例）受取配当等の益金不算入額、取用等の所得の特別控除額、還付金等（法人税等一定のものを除く。）の益金不算入額 等

※2：留保控除額

次の金額のうち最も多い金額です。

① 所得基準額：一事業年度の所得等の金額×40%

② 定額基準額：年2,000万円

③ 積立金基準額：期末資本金の額×25%－期末利益積立金額

※3：特別税率

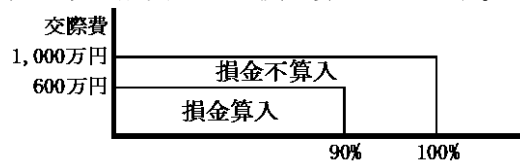
課税留保金額によって次のように税率が異なります。

課税留保金額	税率
年3,000万円以下の金額	10%
年3,000万円超1億円以下の金額	15%
年1億円超の金額	20%

3. 交際費課税

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう、とされています。

法人が平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は、原則として、その全額が損金に算入されないこととされていますが、資本金が1億円以下の法人に関しては、一定額の損金算入が可能となっています。なお、平成21年6月の経済危機対策における税制改正として、1年決算の場合、従来は400万円であった損金算入限度額が、600万円に引き上げられています。交際費等の額と600万円のいずれか少ない金額の90%相当額を限度として損金算入できます。



なお、次の費用は交際費等から除かれます。

- ① 専ら従業員の慰安のために行われる運動会等のために通常要する費用
 - ② 飲食その他これに類する行為のために要する費用で参加者1人あたり5,000円以下の費用
 - ③ カレンダー、手帳等その他これに類する物品を贈与するために通常要する費用
 - ④ 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
 - ⑤ 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組の編集のために行われる座談会等のために通常要する費用
 - ⑥ ①～⑤の費用のほか、主として寄付金、値引・割戻し、広告宣伝費、福利厚生費、給与等の性質を有するもの
- （担当：小菅 篤）